

法律学 専攻 _____ 領域（博士前期/修士・博士後期・前後期共通）

試験科目：外国語・第1外国語（英語） / 専門科目（ ）

試験時間：（60）分

問1.

下線部（1）～（4）について、次のような訳文が考えられるが、意味内容を正確に理解しているか否かを問う問題である。

（1）憲法改正の一形態を「濫用的」と名付けることで何を意味するのか。我々の先行研究と同様に、ここでは改正が民主主義、特に真の憲法秩序に不可欠な「最小限の中核的」権利と諸制度に及ぼす影響に焦点を当てた定義を採用する。

（2）一部の学者は権利に基づく司法審査を、実質的な民主主義の概念を推進するものとして擁護してきた。一方、他の学者は、自治のプロセスにおける民主的平等へのコミットメントと相容れないと示唆してきた。これは部分的に、すべての市民に対する自由、尊厳、平等へのコミットメントに関する合理的な意見の相違の範囲についての見解の相違を反映するものである。

（3）民主主義の概念のひとつは、政府のプロセスへの市民参加、公共の重要事項に関する審議、そして自由と平等に対する個人の様々な権利に関する実質的・手続き的保護へのコミットメントを伴う。

（4）民主主義の別の理解は、より薄く、あるいはよりミニマリスト的である。それは、民主主義が普遍的参政権と二党制以上の政党間の競争に基づいて実施される、定期的かつ自由で公正な選挙へのコミットメントを伴うという考え方を中心に据えている。これはポズナーが「概念2」の民主主義と呼ぶ民主主義の理解であり、しばしばジョゼフ・シュンペーターの研究と関連づけられ、アメリカでは「市場としての政治」に関する現代の選挙法研究と結びつけられる。

問 2.

この出題の文章は、国が果たすべき役割の重要性を考えるうえで、なぜ管轄権の概念に注目すべきかという点を説明するものであり、以下の点に触れることが必要である。

- ・ 社会的機構のなかで国の政府（国民国家）が果たす際立った役割として、立法諸機関と税制に対する管理（コントロールでも良い）があり、なすべき行為とそれに必要な資源を管理することで国の政府は第一義的な重要性を維持している。
- ・ 上記に加えて外交問題に関する役割への言及があるとよい。
- ・ 各国は社会的・経済的構造を決定する法を定める主権的権利（主権でも良い）をもつが、管轄権という法概念は、法の及ぶ範囲と優先事項を決定し、また、法規則を制定し、また、それらを執行（実施等など執行に相当する言葉でもよい）する権利の範囲を定める。（執行は最後に簡単にふれているだけなので、見過ごしてしまうかもしれないが、ルールを定めるだけでなく、その執行も含むのが管轄権の概念なのでそれへの言及がほしい。）

以上の点を説明し、管轄権の概念が果たす重要性を指摘すれば良い。

法律学 専攻 領域（博士前期/修士・**博士後期**・前後期共通）

試験科目：第 1 外国語（日本語）／専門科目（ ）

試験時間：（60）分

第1問の解答例

【設問1】

いかにアテンション（閲覧数やサイトでの滞在時間）を得られるかが重要となるAE市場では、退屈な真実よりも、認知過程を強く刺激する偽情報のほうが拡散するからである。しかもAIは、偽情報に脆弱な者をピンポイントで選び出すことができるからである。

【設問2】

他者の見解に晒されること、共同体の構成員が共通体験を持つこと、ファクトを基礎にすること。

【設問3】

目的：民主主義の持続可能性を確保すべく、AEに一元支配された言論空間を健全化すること。

内容：送り手の表現を保護する国家からの自由という考え方から、現在の情報過剰のデジタル社会で偽情報や誹謗中傷投稿等で汚染されていない健全な情報環境を享受する受け手の自由を保護すべく、国家は情報衛生に向けたDPFの自主的な取り組みを促進する責務を有するとする考え方への転換。

第2問の解答例

【設問1】

思考と行動は切り離されたものではなく、合理的な行動とはそれを支える論理によって定まる。合理性は普遍的な基準ではなく、どの領域のどのような論理に立つかによって異なるものであり、ある論理のもとでの合理的な行為が、別の論理のもとでは不合理であると評価されることがある。ウェーバーは合理性を、目的自体の価値を問う「実質合理性」と、決定された目的に対して最も効率的・確実な手段を選択する「形式合理性」に区別した。前者は価値や理念に照らして行為の過程や態度そのものを重視するのに対し、後者は計算や規則等によって行為の結果を評価する。この二つの合理性は異なる〈目的—手段〉関係を前提としているため、同一の行為が合理的にも非合理的にも評価され得ることになる。ウェーバーは、こうした合理性の違いこそが、社会や集団の間に生じる対立や葛藤の根源であると指摘している。（372字）

【設問2】

法治主義において形式合理性に基づく法適用が重視されるのは、法の一般性と予測可能性を確保し、権力の恣意的行使を防ぐためである。しかし、形式合理性に基づく法適用は、個別事案の具体的な事情や正義・平等といった価値を十分に反映できない場合がある。そのため、法の安定性を支える形式合理性と、法の目的的正当性を問う実質合理性との間には、不可避的な緊張関係が生じる。

法律学 専攻 _____ 領域（博士前期/修士・**博士後期**・前後期共通）

試験科目：第 2 外国語（英語） / 専門科目（ ）

試験時間：（60）分

問1. 以下の2つの具体例のうち、2つを挙げる必要がある。

- 夫が自国の軍隊に入隊することを決め、その軍隊が兵士の配偶者は他のいかなる夫婦間のニーズよりも、兵士としてのニーズを優先させるべきだという前提で運営されているならば、夫婦の結婚生活は軍事化される可能性がある。
- 妻が工学の学位を取得後、政府の防衛契約に依存し、技術者に秘密主義の文化を受け入れることを求める大企業からの就職オファーを受け入れる場合、夫婦の家庭生活に深い沈黙の領域が生じうる。
- 町の政治家が、近隣に軍事基地を誘致したり維持したりすることが町の経済的健全性を高めると考え始めたり、地元の兵器製造企業が住民に十分な賃金の仕事を維持する最良の機会を提供すると信じるようになれば、軍事化される可能性がある。

問2. 下線部(1)～(4)について、次のような訳文が考えられるが、意味内容を正確に理解しているか否かを問う問題である。

- (1) ますます、人は国籍が本当に重要なグループ分けか否かを問うようになるかもしれない。
- (2) 国家から地方のレベルへの権限の委譲、また、国の政府から欧州連合の機関のような超国家的機関への権限の流れは、上からも下からも国民国家の実際的意義を着実に低下させつつあると少なくとも言えるだろう。
- (3) 国民国家は、市民やその統治者の課題や願望のあらゆるものに最もよく適合する規模または種類の社会的な単位ではない。
- (4) 地元または地方の当局が政策や優先順位の第一の管理者や決定者であろう警察活動や電力供給のような事項に関しても、国の政府は、通常はある程度の包括的または残余的な管理権をもっており、それが国の政府を社会的な権限や活動の当然たる中核としている。

法律学 専攻 領域（博士前期/修士・**博士後期**・前後期共通）

試験科目：第 2 外国語（独語）／専門科目（ ）

試験時間：（60）分

第1問

子どもの権利は、この（世界）社会における重要な成果のひとつである。1989年に国連が採択した児童の権利に関する条約[「子どもの権利条約」とも称される]に至るまでは、子どもが子ども独自の権利をもつという考えは論争的であった。今日では、この条約は196の締約国を数え、他のどの人権条約よりも多くの国から承認されている。子どもの権利が認められたことで、子どもに対する見方や、社会における子どもの位置づけは根本的に変化した。今や、子どもへの不正に対しては公然とした非難が効果を発揮したり、法治国家的な手段で対処したりすることが可能になった。

子どもの権利に対する侵害を記した記録の一つひとつが、世界中でいま起きている惨状をつまびらかにし、子どもがどのように虐待され、過酷な状態にさらされ、成長の機会を奪われているかを示している。過去30年のあいだに紛争地域に住む児童の数は2倍以上になり、現在では4億6800万人——つまり児童6人に1人——が紛争地域に住んでいる。国連は、武力紛争に関連した深刻な児童権利侵害が劇的に増加していると報告している。2023年末時点で、世界中で約4700万人の子どもたちが、紛争、迫害、暴力その他の人権侵害から逃れ、避難を余儀なくされている。女性の8人に1人が、未成年者として性暴力の被害に遭っている。今日、10億人の子どもたちが、気候危機の影響によって危険な状況にさらされようとしている。

第2問

法律学 専攻 _____ 領域（博士前期/修士・博士後期・前後期共通）

試験科目：第 2 外国語（仏語）／専門科目（ ）

試験時間：（60）分

問1【解答例】

問2【解答例】

法律学 専攻 _____ 領域（ 博士前期/修士 ・博士後期・前後期共通 ）

試験科目：第 外国語（ ） / 専門科目（ 民法 ）

試験時間：（90）分

I（1） Bに相続させる趣旨の遺言による物権変動を、登記なくしてDに対抗できるかが問題となっている。判例（最判平成3・4・19民集45巻4号477頁）は、相続させる趣旨の遺言を遺産分割方法の指定と性質決定した。その後、さらに、最高裁は、この遺言が「何らの行為を要せずに、被相続人の死亡の時に直ちに当該遺産が当該相続人に相続により承継される」として、「共同相続と登記」の場合と同様、登記なくして第三者に対抗できるとした（最判平成14・6・10判時1791号59頁）。

しかし、2018年の相続法改正によって設けられた民法899条の2は、この判例法理を否定した。同条によれば、Bは、共同相続で取得した2分の1の共有持分については登記なくしてDに対抗できるが、それを超えて相続させる趣旨の遺言（特定財産承継遺言）で取得した持分については登記なくして対抗できないこととなった。よって、本問では、Bの第三者異議の訴えは認められない。

I（2） CとDの主張は、甲土地がC・Dのみの共有に属するところ、それがEの差押登記によって侵害されているとする、共有持分権に基づく妨害排除請求である。

Eの反論としては、C・Dの主張がBの相続放棄によって自分たちの共有持分が増大したことを主張するものであるところ、登記なくしてそのような主張はできない、すなわち、EがC・Dの登記の欠缺を主張しうる177条の「第三者」にあたる、というものである。

判例は、相続人が被相続人の権利義務を無条件で承継することを強制しないことで相続人の利益を保護するという相続放棄制度の趣旨に鑑み、相続放棄の遡及効（民法939条）を貫徹して、相続放棄の効力は絶対的であり、何人に対しても、登記等がなくても効力を生じるとした（最判昭和42・1・20民集21巻1号16頁）。相続放棄の結果、Bは相続開始時から相続について何ら権利を有せず無権利となるから、Eの差押えは物権的に無効であり、Eは民法177条の「第三者」に該当せず、Eの反論は認められない。

II（1）過失責任の原則については、民法709条に言及しつつ説明する必要がある。すなわち、十分な注意を払っても避けることのできなかつた事故などについては責任を問われず、という趣旨を説明し、取引の自由ないし経済活動の自由を裏面から支えることを示す必要がある。他方で、契約自由の原則は、市場取引を積極的に促進する機能があるため、両者は経済活動の自由を支える関係にあると言える。

次に、過失責任の原則を修正するものとしては、帰責根拠の「過失」を欠陥に置き換える製造物責任などをあげれば足りる。

II（2）契約自由の原則を修正するルールとしては、例えば民法548条の2以下の定型約款に関するルールや、より一般的には、民法90条の公序良俗違反による契約の無効などに言及する必要がある。

法律学 専攻 _____ 領域（ 博士前期/修士 ・博士後期・前後期共通 ）

試験科目：第 外国語（ ） / 専門科目（ 環境法 ）

試験時間：（90）分

問1

判例（最判平成7年7月7日）によれば、受忍限度を超えるかどうかは、「①侵害行為の態様と侵害の程度、②被侵害利益の性質と内容、③侵害行為の持つ公共性ないし公益上の必要性の内容と程度等を比較検討するほか、④侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況、⑤その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等の事情をも考慮し、これらを総合的に考察してこれを決すべきもの」である。

これを本件に当てはめると、①については、60デシベルを超えることがあるものの概ね50デシベル以下の騒音の流入というもので、②は、概ね少しうるさいと感じる程度のものである。③については、保育園の公益をどう考えるかがポイントになる。④については、保育園開設に当たり周辺住民への説明会を開き、要望された騒音対策にも防音壁を設置するなどの対策を執り、開設後も一定の工夫をしている。さらに、⑤に関しては、騒音レベルが抑えられるという効果が出ている。

最後に、①～⑤を総合的に考察した上で、受忍限度を超えるか否かを判断し、本問において差止請求が認められるかどうかについての結論を述べることになる。

なお、①～⑤に関する評価は、以上の記述内容とは異なってもよい。

問2

（1）循環型社会形成推進基本法は、循環管理法政策の優先順位の原則を、①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分と定めている。このうち、①～③（④を含める考え方もある）を3Rという。解答者は、それぞれの具体例を示しつつ、この優先順位を説明することが求められる。

（2）拡大生産者責任とは、製品に対する生産者の責任を製品の消費後まで拡大させる環境政策アプローチであり、その責任には、物理的・金銭的責任が含まれる。このアプローチを採用することにより、環境適合（配慮）設計（Design for Environment）の促進が期待できる。拡大生産者責任を採用した国内法としては、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法などがある。解答者は、いずれかの法律を挙げ、その仕組みを概説することが求められる。

法律学 専攻 領域（博士前期/修士・博士後期・前後期共通）

試験科目：第 外国語（ ） / 専門科目（国際私法）

試験時間：（90）分

【設問1】

（小問1）

（ア）離婚請求については、XとYの最後の共通の住所が日本にあるので、人事訴訟法3条の2第6号（最後の共通の住所を日本国内に有していたとき）に基づき、日本の裁判所に国際裁判管轄権が認められる。

（イ）慰謝料請求権については、人事訴訟法3条の3の適用が問題になる。同条によれば、①人事訴訟に関する請求と②当該請求の原因となる事実によって生じた損害の賠償の請求とが同一の訴えでなされた場合、日本の裁判所に、①の管轄権が認められれば、②の管轄権も認められる。本件訴訟において、日本の裁判所に、①離婚請求の管轄権が認められるので、②慰謝料請求の管轄権も認められる。

（ウ）財産分与請求については、人事訴訟法3条の4第2項によれば、家事事件手続法3条の12各号のいずれかに該当するときにかぎり、離婚訴訟との併合管轄が認められるとされているところ、本件訴訟は、家事事件手続法3条の12第3号（最後の共通の住所を日本国内に有していたとき）に基づき管轄権が認められる場合であるから、日本の裁判所は財産分与請求について管轄権を有する。

なお、XとYは日本で5年間婚姻生活を送っており、Yが協議に応じずに一方的に甲国に帰国した等の事情も踏まえると、上記いずれの請求についても、人事訴訟法3条の5に定める訴えを却下すべき「特別の事情」は存在しないと解される。

（小問2）

（ア）離婚請求については、法の適用に関する通則法（以下「通則法」という。）27条により準拠法が決定される。XとYに同一本国法、同一常居所地法はない。夫婦の一方であるXが日本に常居所を有する日本人であるから、同条ただし書（日本人条項）により日本法が準拠法となる。

（イ）慰謝料請求については、離婚そのものを理由とする精神的苦痛への賠償を求めるものであるから、離婚の問題と法性決定され、通則法27条によるべきであると解され、日本法が準拠法となる。

（ウ）財産分与請求については、夫婦財産の分配と清算を求めるものであるから、夫婦財産制の問題と法性決定され、通則法26条によるべきであると解される。XYが夫婦財産制の準拠法を選択していないとすると、通則法26条1項により同法25条の規定が準用される。通則法26条1項は連結の基準時につき変更主義をとるものと解されており、XとYが甲国に同一常居所地を有していた当時（2011年）にXが購入したA不動産については、甲国法に従いXYの共有財産になる。他方で、XとYの同一常居所地が日本に移動した後（2020年）に購入したB不動産については、日本法に従いXの特有財産となる。

【設問2】

民法90条、通則法42条、民事訴訟法118条3号の各規定の（1）対象、（2）公序違反の効果、（3）適用基準、具体例や裁判例を適宜挙げながら整理して論じること。

（1）民法90条は法律行為、通則法42条は準拠外国法の適用結果、民事訴訟法118条3号は外国判決の内容（実体的公序）及び外国裁判所の訴訟手続（手続的公序）が対象となる。

（2）民法90条は法律行為の無効、通則法42条は準拠外国法の適用を排斥（準拠外国法を排斥すると当該外国法中に紛争解決のための規範が存在する場合と存在しない場合とを区別し、後者の場合には欠缺否認説と欠

缺肯定説のいずれの立場によるべきかを論じる), 民事訴訟法 118 条 3 号は外国判決の不承認である。

(3) いずれも日本独自の立場から評価する国家的公序という共通点がある(ただし, 通則法 42 条については普遍的公序であるとする見解も存在する)。もともと, その基準は同一ではない。日本の実質法上の強行規定に反するものは, 一般に民法 90 条の公序違反となるが, 通則法 42 条の公序違反になるとはかぎらない。通則法 42 条の公序に反するか否かは, ①準拠外国法の適用結果の異常性, ②内国関連性に照らして, 国際私法の立場から判断されるからである。民事訴訟法 118 条 3 号の公序についても, 通則法 42 条と同様に, 民法 90 条よりも厳格な基準で評価されるべきものであり, 外国判決の内容や訴訟手続が日本の実質法上の強行規定に反するからといって, ただちに公序違反となるわけではなく, 内国関連性も考慮し, 当該外国判決が内国においてもつ効果の重大性という観点から判断されねばならない。

[具体例や裁判例]

たとえば, 次のものが挙げられる。

- ・民法 90 条違反: 犯罪行為(殺人や詐欺の実行を内容とする契約), 暴利行為(高利貸し), 人倫に反する行為(妾契約, 売春契約), 射幸行為(賭博契約), 人身の自由を過度に制限する行為, 人権を侵害する行為等。
- ・通則法 42 条違反が問われた裁判例として, 異教徒間婚姻を禁止するエジプト法(東京地判平成 3・3・29 家月 45 卷 3 号 67 頁), 複数の実母を認める韓国法(大阪高判平成 26・5・9 判時 2231 号 53 頁), 賭博契約を有効とするネヴァダ州法(訴月 39 卷 11 号 2215 頁), 離婚の際の財産分与を認めない韓国法(最二小判昭和 59・7・20 民集 38 卷 8 号 1051 頁)等。
- ・民事訴訟法 118 条 3 号違反が問われた裁判例として, 懲罰的損害賠償を認めるカリフォルニア州の判決(最二小判平成 9・7・11 民集 51 卷 6 号 2573 頁), 誤った住所への外国判決の送達(手続的公序)(最二小判平成 31・1・18 民集 73 卷 1 号 1 頁)等。

* 上記裁判例はいずれも道垣内=中西編『国際私法判例百選〔第 3 版〕』に掲載されているもの。

法律学 専攻 _____ 領域（ 博士前期/修士 ・博士後期・前後期共通 ）

試験科目：第 外国語（ ） / 専門科目（ 西洋法制史 ）

試験時間：（90）分

【設問1】（50点）

（問題文：「19世紀初頭ドイツに台頭した「歴史法学」の創設者サヴィニーが後世に及ぼした影響について論ぜよ。」）

解答例：

サヴィニーが提唱した歴史法学やその発展形であるパンデクテン法学は19世紀ドイツ法学の主流となり、その学問的成果を受けて完成したドイツ民法典にまで影響を及ぼした。同法典をモデルとして法典編纂を行った国々にも、その影響は及んでいる。

解答では、1814年の法典論争、サヴィニーの法観念（法は民族の歴史とともに生成・発展する）や自然法論批判、パンデクテン法学におけるローマ法研究の方法や法実証主義といった具体的な史実を踏まえた記述が望ましい。フランス革命後のドイツ語圏の政治状況や、ドイツ民法典の構造的・内容的特徴に触れると尚よい。

【設問2】（50点）

（問題文：「法典編纂の目的や役割は時代や国・地域などにより異なる。ヨーロッパ史上編纂された「法典」の例を2つ以上挙げながら、それら諸法典の相違点と共通点とを論ぜよ。」）

解答例：

現代社会では、法典を一般法として位置づけてその他の法律と区別することで、法律全体の体系化や見通しのよさ、裁判の予測可能性などが期待されている。一方、ヨーロッパ史上有名なローマ法大全、教会法大全、仏民法典、独民法典といった諸法典には、判決や慣習の成文化、自己優越性の誇示、国民統一の象徴といった、異なる目的や役割があった。

記述においては、設問の要請に応じて2つ以上の法典を挙げ、具体的なキーワードでそれらの異同を際立たせる解答が望ましい。たとえば古代ローマの十二表法と1804年のフランス民法典の間には二千年以上の隔たりがあり、両者の内容には奴隷社会と市民社会の違いが色濃く表れている一方で、急激な社会変革の内容を明文化し後世に残すという目的や役割において共通している。具体的な条文内容や基本原則・構成などを示すなどの工夫があるとさらによい。

法律学 専攻 _____ 領域（ 博士前期/修士 ・博士後期・前後期共通 ）

試験科目：第 外国語（ ） / 専門科目（ 国際法 ）

試験時間：（90）分

解答のポイントと方針

問1

国連総会は、国連の内部事項を扱う決議を採択するのみならず、加盟国に宛てたいわゆる対外的決議を採択する。そうした対外的決議自体は法的拘束力をもたないが、国際法の形成・発展において役割を果たすことがあり、本問では主にその点の理解を問うている。

そうした役割としては、既存の慣習国際法の成文化のほか、新たな慣習国際法形成への関与、国連憲章などの国際法規則の解釈の提示、条約形成の促進等を指摘しうる。これらの点について、具体的な決議の例を挙げながら、また関連する国際判例があるならばそれにも適宜言及しつつ、論じることが求められる。

問2

国際人道法の適用にあたっては、当該状況が「武力紛争」に該当するか、またそれがいかなる類型に属するかを特定する必要がある。

適用法としては、(1)国際的武力紛争については、主に1949年ジュネーブ諸条約共通2条、同第1追加議定書1条4項が、(2)非国際的武力紛争については、主に1949年ジュネーブ諸条約共通3条、同第2追加議定書1条1項がある。また、国際化した武力紛争については、主に旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所や国際刑事裁判所において判例形成がなされている。

それらの法的根拠を踏まえた上で、解答では(1)国際的武力紛争と非国際的武力紛争との区別基準（国際化した武力紛争の意義を含む）、及び(2)非国際的武力紛争と暴動や騒乱等との区別基準の内容と、なぜそのような基準が用いられているのかを示すことが求められる。

法律学 専攻 _____ 領域（博士前期/修士・**博士後期**・前後期共通）

試験科目：第 外国語（ ） / 専門科目（刑法）

試験時間：（90）分

【問1】

本問では、現在では過失運転致死罪（自動車運転死傷行為等処罰法5条）の成否が問題となるであろうが、被害者Aの側において、Xが初心者であり運転技術が未熟であること、すなわち同乗した場合には生命・身体等に対する危険があることを承知の上で、自らの意思で同乗していたという事情が罪責に影響し得るか、いわゆる危険の引き受けについての理解が問われている。この点、本問類似の事案において、Aの死亡結果はAが引き受けていた危険が現実化した事態であること、ダートトライアル走行自体が社会的に定着したスポーツであって、本件走行も所定のルールに準じて行われていたことからすると、Xの行為は社会的相当性を欠くものではないので違法性が阻却されるとした裁判例（千葉地判平成7・12・13判時1565号144頁）が存在しており、その理由付けの当否を含め、学説上の議論を踏まえた上で検討することが求められる。

【問2】

本問では証拠偽造罪の成否が問題となるどころ、参考人としての供述が同罪を構成するかについては長きにわたり議論が続けられてきた。この点、本問類似の事案において、①他人の刑事事件に関し、被疑者以外の者が捜査機関から参考人として取調べを受けた際、虚偽の供述をしたとしても証拠偽造罪に当たるものではないと解されるところ、その虚偽の供述内容が供述調書に録取されるなどして書面を含む記録媒体上に記録された場合であっても、そのことだけをもって同罪に当たるということはできない。②しかしながら、本件において作成された書面は、参考人AのCに対する供述調書という形式をとっているものの、その実質はX、A、B及びCの4名が、Dの覚せい剤所持という架空の事実に関する令状請求のための証拠を作り出す意図で、各人が相談しながら虚偽の供述内容を創作、具体化させて書面にしたものである。③従って、単に参考人として捜査官に対して虚偽の供述をし、それが供述調書に録取されたという事案とは異なり、作成名義人Cを含む4名が共同して虚偽の内容が記載された証拠を新たに作り出したものといえ、証拠偽造罪の共同正犯が成立する、とした最高裁判例（最決平成28・3・31刑集70巻3号58頁）が存在しており、①の根拠やその当否、③において本罪におけるいかなる要件についての解釈論がなされているのか、といった点などをめぐり議論が続けられている。本問ではこれらを踏まえた上での検討が求められる。

法律学 専攻 _____ 領域（博士前期/修士・**博士後期**・前後期共通）

試験科目：第 外国語（ ） / 専門科目（政治学/国際政治学）

試験時間：（90）分

1. 政治においてジェンダーがどのような影響を及ぼすのかについて、具体例を挙げて論じなさい。（50点）

ジェンダーの影響はさまざまに及ぶため、どの論点を取り上げるかは自由である。論点としては以下を例示する。ジェンダーがいかなる影響を与えているのかについて、具体例を挙げ、論理的に論述しているかどうかを評価する。

- 女性の過少代表/男性の過大代表
 - 私的領域におけるケア労働の不可視化
 - 政治リーダーシップにおける男性性/女性性の影響
 - 政治家の関心・行動等に対するジェンダーの影響
 - 投票行動・政治参加におけるジェンダー・ギャップ
 - ジェンダー平等政策をめぐる政治過程
 - 政治分野における女性に対する暴力
 - マスキュリニティと軍事化
 - 平和構築とフェミニズム
2. あなたが研究計画を作成するにあたって最も影響を受けた研究書を1冊ないしは2冊、あるいは研究者を1人ないし2人挙げ、その書物/研究が学術的にどのような評価に値するのか論じなさい。（50点）

この問題に対しては、受験者が挙げた1～2冊の書物または1～2名の研究者について、学術的意義をどのように把握しているかを確認する。単なる内容紹介だけではなく、研究の意義・貢献および批判的検討を行なっているかを評価する。

法律学 専攻 _____ 領域（博士前期/修士・**博士後期**・前後期共通）

試験科目：第 外国語（ ） / 専門科目（国際経済法）

試験時間：（90）分

問1

以下のポイントについて、言及していること。

- トランプ関税以後の米国と他国の合意は、米国の相互関税等の引き下げの条件として、米国製品の購入拡大、対米投資の拡大、相手国の米国産品輸入に対する関税撤廃、デジタル貿易やサービス貿易の自由化、知的財産権保護や労働・環境規律の強化等を約束させる。この際、日米あるいは米EU等、特定の二国間合意を取り上げて詳述しても差し支えない。
- 米国の相互関税は輸出国毎に同種の産品に異なる税率を課すもので、最恵国待遇原則（GATT1条1項）に反する。また、米国の相互関税の引き下げ水準はWTOにおける米国の譲許を大きく超えるものであって、関税譲許の拘束義務（GATT2条1項）に反する。
- 米国はこれらの措置を安全保障例外（GATT21条）で正当化せんとしていること、及び先例、学説等に照らした米国の主張の評価。
- 米国の関税は、WTO体制を多国間体制ならしめる基本原則に反する措置であり、国際通商体制がルールの支配を基礎とした多国間体制から、米国中心の権力志向の二国間体制に移行する可能性。

問2

以下のポイントについて、言及していること。関連する紛争事案に言及すると、加点要素となる。

- WTO協定の解釈は、条約解釈に関する国際法上の慣習的規則（条約法条約31条～33条）に従う（紛争解決了解（DSU）3条2項）。
- また、条約法条約31条3項(c)の国際法の関連規則として、WTO協定以外の国際条約や一般国際法を勘案できる。
- ただし、条約法条約31条3項(c)の国際法の関連規則についても、上級委員会は他の条約の勘案には消極的であり、国家責任法や誠実則など全WTO加盟国を拘束する一般国際法の適用にとどまる。
- また、付託事項がWTO協定の適用に限定されているため（DSU7条1項）、他の国際条約や一般国際法は適用法規たり得ず、あくまでもWTO協定の解釈のために勘案されるのみにとどまる点で、国際法が果たす役割には限界がある。